



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年6月30日	
問い合わせ先	課名	福祉援護課
	電話	直通 803-1216 内線 5450・5480
担当者	職名・氏名	課長 阿部 課長補佐 加藤

広 報 連 絡

<市長記者会見資料>

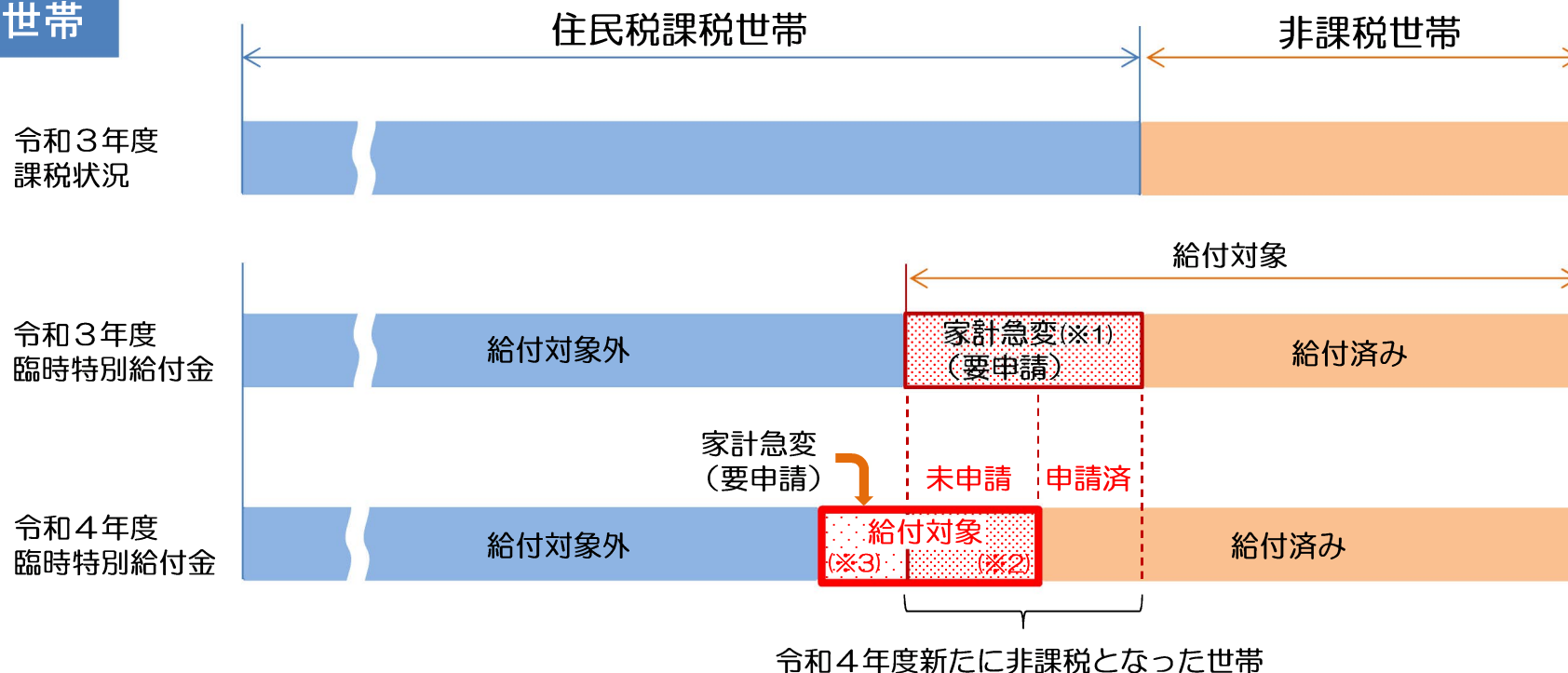
- 件名 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- 趣旨 国の新たな施策「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度新たに住民税非課税となった世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。
- 対象世帯
 - 住民税非課税世帯
 - ・基準日（令和4年6月1日）において、岡山市に住民票があり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯
 - ※令和3年12月11日以降に岡山市へ転入した者を含む世帯等は、申請が必要です。
 - 家計急変世帯
 - ・（1）以外で、申請時に岡山市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月以降の世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当水準以下となる世帯
 - ※令和3年度住民税非課税世帯または家計急変世帯に対する臨時特別給付金の給付を既に受けられた世帯には給付されません。
- 給付額 1世帯あたり10万円
- 申請期限 令和4年9月30日（金）

（裏面あり）

- 6 今後の予定
- (1) 住民税非課税世帯（原則申請不要(※)）
- ・ 給付対象となる約1万世帯へ、6月30日（木）から案内通知を順次発送
 - ・ 口座情報等の必要書類を返送いただいた世帯から、順次給付
- ※令和3年12月11日以降に岡山市へ転入した者を含む世帯等は、申請が必要
- (2) 家計急変世帯（要申請）
- ・ 申請書類を特設窓口で受け取りまたは市ウェブサイトからダウンロード
 - ・ 申請書類を郵送または特設窓口へ提出
 - ・ 書類審査後、順次給付
- 7 特設窓口
- ・ 開設場所：岡山市保健福祉会館1階（岡山市北区鹿田町）
 - ・ 受付時間：8時30分～17時（土日祝除く）
 - ・ 開設期限：令和4年9月30日（金）
- 8 コールセンター
- ・ 電話番号：0120-050-392（フリーダイヤル）
 - ・ 受付時間：8時30分～17時（土日祝を除く）
 - ・ 開設期限：令和4年9月30日（金）
- 9 その他 岡山市ウェブサイト
- ・ <https://www.city.okayama.jp/0000034093.html>



対象世帯



- (※1) 令和3年1月～12月に家計が急変した世帯
- (※2) 令和4年度新たに住民税が非課税となり、かつ未申請の世帯（案内通知を発送）
令和3年12月11日以降に本市へ転入された方を含む場合などは、申請が必要
- (※3) 令和4年1月以降に家計が急変した世帯（要申請）

給付概要

- ・給付額：1世帯あたり10万円
- ・手続き：【非課税】 令和4年6月30日（木）から、約1万世帯(※2)へ案内通知を順次発送
【家計急変】 随時申請受付(※3)
- ・期限：令和4年9月30日（金）
- ・その他：給付は1世帯1回限り（住民税非課税世帯及び家計急変世帯への給付金は重複受給できません）

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

既に本給付金を受給された世帯に再度支給されるものではありません

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。



給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

住民税非課税世帯

世帯全員の

「住民税均等割が非課税」

の世帯

家計急変世帯

令和4年1月以降の収入が

減少し**「住民税非課税相当」**

の収入となった世帯

岡山市から確認書が届きます
（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で岡山市へ住民登録されている
世帯が対象です。

申請期限：令和4年9月30日（金）

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請時点で岡山市に住民登録があり、
「住民税非課税世帯」の給付金を世帯全員
が受給されていない世帯が対象です。

申請期限：令和4年9月30日（金）

詳しくは裏面「II」へ

お問い合わせ先



岡山市臨時特別給付金コールセンター

0120-050-392

【受付時間】8:30～17:00（土日祝除く）

【担当】

岡山市役所臨時特別給付金事務局
〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

給付金の支給手続き

※既に本給付金を受給された世帯に
再度の支給はありません

I-① 令和3年度住民税が非課税の世帯

世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 基準日(令和3年12月10日)時点で岡山市に住民登録があり、支給要件を満たす場合は、申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

I-② 令和4年度住民税が非課税の世帯

(1) **世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合**

- 基準日(令和4年6月1日)時点で岡山市に住民登録があり、対象となる世帯には給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、**返送してください**。



(2) **世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合など**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 基準日(令和4年6月1日)時点で岡山市に住民登録があり、支給要件を満たす場合は、申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒にご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに特設窓口※へ提出、または事務局へ郵送してください。※特設窓口は岡山市保健福祉会館1階に設置しています。

添付書類 収入見込額申立書、収入などが分かる書類、住民票の写し(世帯全員続柄入り)、本人確認書類の写し、振込先口座の写し など

【住民税非課税相当となる収入、所得額の目安(給与収入の場合)】

扶養親族等の数	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
0人	100.0万円以下	45.0万円以下
1人	156.0万円以下	101.0万円以下
2人	206.0万円未満	136.0万円以下
3人	256.0万円未満	171.0万円以下
4人	306.0万円未満	206.0万円以下
障害者、ひとり親 寡婦、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合や、既に住民税非課税世帯の給付金を受給しているのに意図的に申請した場合は、**不正受給(詐欺罪)**に問われる場合がありますので、ご注意ください。

